

鳥取縣公報

昭和十八年六月十五日
火曜日
第千四百四十二號

本書ノ大キハ
A5判
規格

縣令

◆鳥取縣令第三十九號

明治二十三年十二月鳥取縣令第九十九號劇場寄席取締規則
中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年六月十五日

鳥取縣知事 士 肥 米 之
第十一條第二項ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ既設ノ建物ヲ使用スル再出願ノ場合ニ在リテハ建物
ノ圖面仕様書ヲ省署スルコトヲ得

◆鳥取縣令第四十號

鳥取縣薪炭配給統制規則施行細則左ノ通定ム

昭和十八年六月十五日

○縣令	
●劇場寄席取締規則中改正	一頁
●鳥取縣薪炭配給統制規則施行細則	一頁
○告示	
●產駒検査施行	二頁
●衛生綿取扱者追加指定	二頁
●青年學校廢止認可	二頁
●同 開校認可	二頁
○臺報	
●金屬類非常回收	一頁
●勵勞奉仕者並に請入者の心得	一頁
●其の他	

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣薪炭配給統制規則施行細則

第一條 本縣ニ於ケル木炭（瓦斯用木炭ヲ除ク以下同ジ）

及薪ノ配給統制ニ付テハ薪炭配給統制規則（以下規則ト

稱ス）ニ依ル外本則ノ定ムル所ニ依ル

第二條 知事ハ毎薪炭年度（自四月一日至翌年三月三十一

日）市町村別ニ木炭又ハ普通薪（昭和十八年農林省告示

第二百十七號第一項第一號ノ薪及瓦斯用薪ヲ除ク以下同

ジ）ノ配給計畫ヲ定メ市町村長及木炭若ハ薪ノ販賣業者

又ハ其ノ團体ニ指示ス

木炭若ハ薪ノ販賣業者又ハ其ノ團体ハ前項ノ配給計畫ニ

依ルニ非ザレバ其ノ取扱ニ係ル木炭又ハ普通薪ヲ配給ス

ルコトヲ得ズ

第三條 木炭又ハ薪ノ販賣業者ハ市町村長ニ於テ購入票又

ハ購入通帳ヲ發行シ若ハ其ノ他ノ配給方法ヲ定メタル場

合ハ其ノ購入票ト引換ベ又ハ購入通帳ニ必要事項ヲ記載

スル等其ノ定メタル配給方法ニ依ルニ非ザレバ其ノ取扱

ニ系ル木炭又ハ普通薪ヲ其ノ消費者ニ譲渡ハムコトヲ得

ズ但シ知事ノ指定シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 市町村長ハ第二條ノ配給計畫ニ依ル數量ヲ超エテ

購入票又ハ購入通帳ヲ發行シ若ハ其ノ他ノ配給方法ヲ定

ムルコトヲ得ズ

第五條 瓦斯用薪ノ生産ヲ業トスル者ハ其ノ生産ニ付知事

ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ毎薪炭年度左ニ掲グル事

項ヲ記載シタル申請書ヲ所轄林產物検査所支所長ヲ經由シ

シ知事ニ提出スベシ

一 製造工場ノ位置

二 原木ノ所在場所、樹種、樹令及取得方法

三 年生産數量

四 從業スル勞務者數

五 申請者ガ團体又ハ會社ナル場合ニ於テハ其ノ定款又

ハ規約並ニ收支豫算書、財產目錄及貸借對照表

第六條 普通薪（屑薪ヲ除ク）ノ生産ヲ業トスル者ニシテ

一ヶ年百石以上生産セントスル者ハ其ノ生産ニ付豫メ所

轄林產物検査所支所長ノ指示ヲ受クベシ

ル場合

第七條 規則第八條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ薪炭年度

左ニ掲タル事項ヲ記載シタル申請書ヲ所轄林產物検査所

支所長ヲ經由シ知事ニ提出スベシ

一 原木ノ所在場所、樹種、樹令及取得方法

二 種類別生産數量

三 生產期間

四 從業スル勞務者數（製炭經驗ノ有無別）

五 第十條第一號乃至第四號ノ事項

前項ノ申請ハ規則第八條ノ許可ヲ受ケントスル者ノ組織

スル團体アルトキハ其ノ團体ニ於テ取纏メ之ヲ爲スコト

ヲ得此ノ場合第十條第三號及第四號ノ事項ニ付テハ個人

別ニ記載スルモノトス

二 業務ノ概要

三 前一ヶ年ニ於ケル種類別使用又ハ消費數量

ヲ生産セントスル者ニシテ左ニ該當スル場合ハ規則第八

條但書ノ規定ニ依リ知事ノ許可ヲ受クルヲ要セズ

一 嘗該薪炭年度ニ於テ農林業用木炭參百石以内ヲ生產ス

ル場合

二 嘗該薪炭年度ニ於テ農林業用薪十石以内ヲ生產ス

者ニシテ左ニ該當スル場合ハ規則第九條但書ノ規定ニ依

リ知事ノ許可ヲ受クルヲ要セズ

00056

00053

第九條 規則第八條ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外

木炭又ハ薪ノ使用若ハ消費ヲ爲ス者居住地（事務所又ハ

工場ノ所在地等ヲ含ム）以外ノ市町村ニ於テ木炭又ハ普

通薪ヲ生産シ之ヲ使用シ又ハ消費セントスルトキハ様式

第一號ニ依リ知事ノ承認ヲ受クベシ

前項ノ承認願ハ所轄林產物検査所支所長ヲ經由スベシ

左ニ掲タル事項ヲ記載シタル申請書ヲ所轄林產物検査所

支所長ヲ經由シ知事ニ提出スベシ

一 使用又ハ消費ノ目的

二 業務ノ概要

三 前一ヶ年ニ於ケル種類別使用又ハ消費數量

00057

一 當該薪炭年度ニ於テ木炭四千延以內ヲ使用シ又ハ消費スル場合

二 當該薪資年度ニ於テ薪五十石以内ヲ使用シ又ハ消費スル場合

規則第八條ニ依リ許可ヲ受ケ生産シタル木炭又ハ薪ヲ使用シ若ハ消費スル場合

前項第一號ノ木炭又ハ第二號桑ノ數量ニ當該桑生全月
中途ヨリ木炭又ハ薪ヲ使用シ若ハ消費セントスル者ニ付
テハ其ノ使用シ若ハ消費スル期間ニ依リ按分算出シタル
數量トス

タル場合ヲ除クノ外業務上木炭又ハ薪ヲ使用シ若ハ消費スル者ハ様式第二號ニ依リ毎薪炭年度木炭又ハ薪ノ種類別使用若ハ消費豫定數量ヲ前薪炭年度ノ十一月一日迄ニ林產物検査所支所長ヲ經由シ知事ニ届出ヅベシ但シ年度ノ中途ヨリ使用シ又ハ消費セントスル者ハ使用又ハ消費スル一月前迄ニ届出ヅベシ

第十四條 規則第九條ニ依リ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ事務所又ハ營業所ニ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲タル事項ヲ記載スベシ
一 買受ケタル木炭又ハ薪ノ種類別數量、價格及買受年月日並ニ買受先ノ氏名(又ハ名稱)及住所
二 使用シ又ハ消費シタル木炭若ハ薪ノ種類別數量及使用消費ノ年月日

ハ様式第三號ニ依リ其ノ團体ニ於テ取纏メ之ヲ爲スコト
ヲ得
第十三條 規則第二條ノ集荷機關、同第四條ノ指定集荷機
關及指定配給機關其ノ他木炭若ハ薪ノ販賣業者又ハ其ノ
團体ハ其ノ事務所又ハ營業所ニ帳簿ヲ備ヘ左ニ掲グル事
項ヲ記載スベシ

.00058

ス
前項ノ規定ハ規則第八條ニ依リ許可ヲ受ケタ者ニ準用

八 様式第五號ニ依ル申請書ヲ

附則

第十五條 規則第二條但書、第三條但書、第四條第一項但書又ハ第五條但書ノ許可ヲ受ケントスル者ハ様式第四號乃至第六號ニ依ル申請書ヲ所轄林產物検査所支所長ヲ經由シ知事ニ提出スベシ

第十六條 規則第四條第二項但書ノ許可ヲ受ケントスル者

薪木炭生產消費承認願

右ノ通生産シ使用致度候條御承認相成度此段及御願候
消費費

00059

年 月 日

知 事 宛

住 所

氏

名 ㊞

注意 願出者が團体ニシテ個人用ヲ取纏メタルモノナル場合ノ使用又ハ消費ノ場所及前一ヶ年ニ於ケル使用又ハ消費
數量ニ付個人別ニ記載ノコト

様式第二號

		昭和年度	薪	木	炭	使	用	届
		薪	木	炭	使	用	届	
年	月							
右ノ通	消費致度此段及御屆候							

年 月 日

右ノ通 使用致度此段及御屆候

00060

知 事 宛

住 所
氏

名 ㊞

様式第三號

		昭和年度	薪	木	炭	使	用	届
		薪	木	炭	使	用	届	

團休員名

消費ノ目的

消費ノ場所

種 別

數

量

消費豫定

使用期間

出數ノ量基礎算

業務ノ概要

前一ヶ年ニ於ケル使用又ハ消費數量

石

計		團休員名	消費ノ目的	消費ノ場所	種 別	數	量	消費豫定	使用期間	出數ノ量基礎算	業務ノ概要	前一ヶ年ニ於ケル使用又ハ消費數量	石
團休員名													

知 事 宛

右ノ通 使用致度此段及御屆候

年 月 日

團 体 長 氏

名 ㊞

00061

樣式第四號

薪木炭
販賣ノ受託
許可申請

右ノ通購入販賣ノ受託致度候條御許可相成度此段及申請候

年月日

知事宛

乙

2

模式第五號

薪木
步讓渡許可申請

右ノ通讓渡致度候條御許可相成度此段及申請候

年月日

知事宛

鳥取縣公報

第十四百四十二號

昭

和十八

六年六月十五日

(第三種郵便物認可)

九

樣式第六號

00063

薪木炭
縣外移出許可申請

右，通縣外移出到底候，御許可相成度此段及申請候。

時
利
年
月
日
用

印
事
記

住 所

告

示

◆鳥取縣告示第三百八號

國有保管種牡馬種付ニ係ル產駒検査左ノ日割ニ依リ施行ノ旨鳥取種馬所長ヨリ通報アリタリ

昭和十八年六月十五日

鳥取縣知事
土肥
米之

廣雅

松並行場所 月日 時刻
日野郡 石見種付場 七月六日 午前九時

同多里種付所

同日
八鄉種付所
九日 同

西伯郡幡鄉種付所
大高重付所
十日午前八時
于吉一詩

同 御來屋家畜市場
東伯郡 種馬所構内
十二日 午後一時
十一日 午前九時

鳥取縣公報

第十四百四十二號

昭和十八年六月十五日

(第三種郵便物認可)

1

名	稱	位	置	設	置	者	倉吉種付所	同	昭和十六年一月鳥取縣告示第三十號衛生綿取扱者指定ノ件 中左ノ通追加指定ス
							十一日	同	
							下鄉種付所	十三日	同
							◇鳥取縣告示第三百九號		
							昭和十八年六月十五日		
							鳥取縣知事 土 肥 米 之		
							西伯郡天津村大字阿賀二一五番四地		
							景 山 虎 次 郎		
							◇鳥取縣告示第三百十號		
							青年學校令ニ依リ設置セル左記公立青年學校ヲ昭和十八年三月三十日限り廢止ノ件昭和十八年三月三十一日認可シ		
							昭和十八年六月十五日		
							鳥取縣知事 土 肥 米 之		

00067

上郷村 成美村 以西村 上中山村
西伯郡 大國村 東長田村 上長田村 賀野村
大山村 名和村

日野郡 八郷村 溝口町 二部村 日光村
米澤村 江尾村 神奈川村 日野村

黒坂町 日野上村 大宮村 山上村
多里村 阿毘縁村 福榮村 石見村

第五項第一號ノ地方長官ノ定ムル數量

一木炭 六十疋

二薪 一石

◆鳥取縣告示第三百十四號

昭和十八年四月農林省告示第二百四號（櫟實、漆實及木蠟ノ最高販賣價格指定ノ件）二ノハノ検査團体左ノ通指定ス

昭和十八年六月十五日

鳥取縣知事 土肥米之

鳥取縣森林組合聯合會

00068

彙報

金屬類非常回收

第一次回收愈々今月中

戦局は急速回収を要請する
——該當者は舉つて供出報國へ——

收に協力されたい。

大東亞戰爭を勝ち抜く爲には金屬資源の供給増加を圖ることが極めて緊要である爲、その一方途として昭和十六年度以來金屬類特別回収を施行し、官民の協力によつて相當良好の實績を挙げたのであるが、戦局の進展はいよいよ飛躍的戰力增强を必要とするに至つたので、從來の施策を更に一段と強化することとなり、五月一日より本月末日までを施行期間として金屬類非常回収が實施されるが、それが時間的に影響すること極めて大なる所以を了解し、至急供出して國民の熱意一丸となつて必勝を期するこの非常回

の第一次回収締切はいよいよ切迫した。各位は戦局の推移が時間的に影響すること極めて大なる所以を了解し、至急供出して國民の熱意一丸となつて必勝を期するこの非常回

正誤

昭和十六年二月二十五日附藁工品販賣價格認可ノ告示番號「第七十九號」ハ「第百七十九號」ノ誤

◆第一類物件

一 鐵物件（珊瑚引のものを除く）

00069

1. 戰利品及び記念保存物(銅製品を含む)

國民教化上絶對に必要なるものにして縣の認定を受けたるもの及び軍に於て特に存置を希望するものを除く

2. 橋梁の欄干及び照明裝飾金物

保安上絶對に必要なるものを除く。(裝飾金物は全部

回収)

3. 看板及び廣告板

4. 日除用金物

二 銅物件(銅合金製品を含む)

1. 銅像(胸像を含む)及び銅碑

左に掲ぐるものは之を除く。

イ 皇室、皇族に關するもの及び神像

ロ 佛像等にして直接信仰の對象となり、又は禮拜の

用に供するもの

ハ 國寶及び重要美術品の指定あるもの

ニ 特に國民崇敬の中心たるものにして縣の認定を受けたるもの

2. 神社佛閣境内施設物にして國民信仰上支障をきもの。

00070

人用のものにして五階以上に亘るもの、在りては

縣に於て必要と認めたる臺數(エスカレータは全部回収)

貨物運搬用のもの

ハ 病院及び療養所用のもの、鑑内用のもの及び施設の性質上特に其の存置を縣に於て認めたるもの

4. 街路灯

病院防空上必要なるものにして縣に於て存置の指示を受けたものは之を除く。

5. 冷房装置(自然換氣不可能なる施設に於て換氣淨風用部分以外のもの)

病院等の施設の性質上絶對に必要なるものにして縣に於て認めたものは之を除く。

二 銅物件(銅合金製品を含む)

1. 車輛附屬金物

2. 涂染ロール

3. 水洗便所調整器の一部

(鳥居、塔、燈籠、形象、建設物、容給水施設物等)
 國寶又は重要美術品に指定せられたるもの並に由緒上
 絶對的に存置を必要とするものにして縣の認定を受けたものは除く。

3. 橋梁の唐金擬寶珠、表札類

前項但書に準ずるもの

文鎮及び敷物押へ(製圖用事務用等のもの)

三 鉛物件(鉛合金製品を含む)

◆第二類物件

一 鐵物件(珊瑚引のものを除く)

1. 陸上競技場、水泳場、野球場、庭球場、蹴球場、競馬場、國技館其の他に類する施設の上屋、スタンド等(ネット及び支柱、スコアーボード、展望臺及回轉木馬等を含む)

2. 軌條、鐵軌工作物及びケーブルカーの一部

3. 升降機(エスカレータを含む、ケース及び内外扉其の他附屬設備一切)

左に掲ぐるものは之を除く。

四 第一類物件にして縣が供出者例に於て撤去し得ざるものと認めたるもの

其の他現在實施中の指定物件及び之に準ずるものにして回収済の物件

尙、回収物件の買取價額及び補償費については、第一類物件は鐵物件及び銅物件の買取價額及び補償費は供出者の如何に拘らず從來の一般家庭及び非指定施設特別回収の例により、現在補償費の定のない物件の補償費は零、鉛物件の買取價額は一貫匁に付一圓四十七錢(一〇〇匁三十九圓三十錢)、補償費は零である。又第二類物件は、統制會社に於ける鐵物件及び銅物件の買取價額は別に定める所による。補償費は現在定のある物件は之により其の定のないものは別に定める所による。

又この金屬類非常回収の實施に伴ひ代替資材を必要とす

る際に於ては、定められた書式（市町村役場にあり）により「金屬類非常回収代替資材配給申請書」を提出された。

い。

“銅鐵の回収本部だ隣組”

“戰勝の鍵だ力だ鐵と銅”

“戰勝も鐵一片の力から”

(地方課)

勤労奉仕者並に請入側の心得

△△國民皆働は國家奉仕

△△お互に感謝の交流を

決戦下の食糧國內自給は皇國刻下の緊急事です。今や農繁期に入つて農家の晝夜を分たぬ奮闘はまことに國民感謝の的であります。都市民並に農村非農家や學生等の勤労奉仕による國民皆働運動が力強く展開されてゐるのは、これらの人々の農家に對する感謝の誠意を表現し、且つ學國一心食糧増産に協力せんとするものに外なりません。従つ

てこれが請入側たる農家も出動の奉仕者も深く本運動の國家的意義を考へ、共に／＼國家奉仕の念に燃えつゝ職域相互間の感謝尊敬の念が交流され、奉公の精神で結び合つて居らなければなりません。

ついては勤労奉仕に出動するものは、自ら農事の経験はなくとも眞心より農家の仕事に盡して僅かでも手助けとなり、忙しい人手を經驗者でなくては出來ぬ方面に働くて貢つて能率の向上に努め、或は及ばぬながらも困難を克服して務に慣れ、技術をも練習して援助に勵み、國民食糧確保に營々たる農民と相携えて奉公の精神を昂揚して事に當らねばなりません。又奉仕によつて農家より何等の報酬やもてなしを受けることは必ず辭退しなければならぬのであります。

又勤労奉仕は都市民生活訓練の絶好機會であります。即ち戰争が始まつて以來食糧問題の重要性に關聯して農村の重要性が強く國民一般に知られて來たのであります。が、更

に農民生活そのものが生産的にも消費的にも戦争的な戰争生活であつて、それが戦ふ國民の底力を培つて居るものであることをよく考へ、これを單に農村のみのものとしないで都市市民の生活にも生かさねばならぬのであります。農村民の健全素朴な衣食住はもとより、一朝ことある時はたとへば防空にしても火災その他の災害にしても、そこには擔つたり、かつたり、提げたり、走つたり等々あらゆる動作が是非必要であつて、如何に機械文明が發達しても人間はこれらの動作から離れることは出來ず、又離れてはなりません。

かやうの意味からいつても戦争生活即農民生活ともいふべきその生活の中に、須らく自ら求めて突入して奉仕生活をなし、自己を鍛成し集團を鍛成することは極めて意義深いものがあるのです。

次に請入側としましては、この勤労奉仕が國家的意義により食糧増産の爲になされてゐるものであつて、それが個々の農家を對象として行はれてゐる場合でも、それはどこまでも奉公の精神によつて行はれてゐるものであることを

自覺し、常に謙虚な態度と感謝の精神を以て奉公隊員に對せねばなりません。そして奉公隊員に無理をさせないやう注意すると共に、又無用な遠慮もせず、未經驗による不満足な點はあつてもそれを顏色に出したり不謹慎な態度に出てしまりません。尙、奉仕を受けて居りながら自分は他所に手間稼ぎに行くといふやうな不心得は絶対に許されないことです。

戰場に生産工場にあらゆる労働力を捧げて、農村の繁忙期は所謂「猫の手も借りたい」實情にあります。そして勞力の種類はいろいろあつて、熟練した農業労力でなくとも都市の婦人や學生兒童でも充分間に合ふ勞務も多いのですから、比較的短いこの繁忙期に多少無理をしても是非出動し、農家への感謝と食糧増産協力に邁進されるやう切望いたします。

(農務課)

◎週報・寫真週報掲載內容 (六月十六日發行)

▼ 遇 報

00073

- 食糧事情と應急増産
- 航空撃滅戦は續く
- 商工經濟會法とは
- 電力動員計畫問答

▼寫眞週報

- 故山本元帥の國葬嚴かに執り行はる
- アツツ島の全將兵玉粹す
- われら一億英魂に應へん
- 一全國の各職域にある人を
とらへてその決意を聞く
- 貯蓄は銃後の義務
- 一英魂に應へて貯蓄に頑張る人達
- みんなで諸を作らう
- 一精しい諸の作り方

發行者 鳥取縣鳥取市東町坂
印刷所(西鳥19)前田印刷所

昭和十八年六月十六日印刷
昭和十八年六月十六日發行